

○岐南町家具固定器具取付事業実施要綱

令和 7 年 3 月 21 日

告示第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者、障がい者等が安心して生活できる環境を整備し、もって高齢者、障がい者等の福祉の増進を図るため、地震発生時における家具の転倒を防止する器具（以下「固定器具」という。）の取付を行う岐南町家具固定器具取付事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第 2 条 事業は、固定器具の取付けの作業（以下「取付作業」という。）を岐南町商工会（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

(事業の内容)

第 3 条 事業の内容は、次条に規定する事業の対象者（以下、「対象者」という。）の居宅の寝室に設置された家具（1 世帯につき 2 点を上限とする。）に固定器具を取り付けるものとする。

2 前項の家具はテレビ、冷蔵庫その他の家電製品を除き、タンス、本棚、収納棚その他これらに類する床に置かれた家具であって、地震災害時に転倒により対象者に危険が生じる可能性があるものに限る。

(対象者)

第 4 条 対象者は、岐南町に住所を有し、かつ、本町内において居宅で生活する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65 歳以上の者（第 6 条第 1 項に規定する申請書を町長に提出した日の属する年度（以下「当該年度」という。）の末日までに 65 歳に達する者を含む。以下同じ。）のみで構成される世帯に属する者
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 1 項に規定する要介護状態にある者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の程度が 7 級の者を除く。）
- (4) 療育手帳（児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対して都道府県知事等から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者から除外するものとする。

(1) 対象者が自己の所有でない家屋に居住する場合において、当該家屋の所有者又は管理者から固定器具の取付けについて承諾を得ることができないとき。

(2) 固定器具を取り付ける家屋及び家具に釘及びネジを使用することができない場合

(3) 対象者がこの要綱に基づき当該年度において固定器具を取り付けたことがある、又は取り付けた世帯に属する場合

(利用の条件)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事業の利用の条件を承諾しなければならない。

(1) 固定器具を取り付けた家具及び家屋について、町及び受託者に対して損害の賠償を請求しないこと。

(2) 固定器具の取付作業の終了後に、町及び受託者に対して家具の移動又は固定器具の取外しを請求しないこと。

(3) 災害発生時に固定器具を取り付けた家具の転倒事故等が発生した場合は、町及び受託者に対して損害の賠償、補償等を請求しないこと。

(利用申請)

第6条 申請者は、町長が別に定める期間内に岐南町家具固定器具取付事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

2 前項の場合において、自己の所有でない家屋に居住する申請者は、申請書の裏面の家具固定器具の取付に係る同意書に当該家屋の所有者又は管理者に記名させるとともに、次に掲げる書類の写しを提出するものとする。

(1) 家屋の所有者又は管理者について証する書類

(2) 家屋の所有者又は管理者の本人確認書類

(利用決定)

第7条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、事業の利用の可否を速やかに決定するとともに、岐南町各固定器具取付事業利用（変更）承諾（不承諾）通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により申請者に通知するも

のとする。

（利用決定の変更）

第8条 前条の規定による事業の利用の決定（以下「利用決定」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用決定を受けた事項を変更しようとするときは、岐南町家具固定器具取付事業利用変更申請書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 利用者は、前項の規定による利用決定の変更の申請（以下「変更申請」という。）をするときは、あらかじめ、変更しようとする内容について受託者の承諾を得るものとする。

3 町長は、変更申請があったときは、その内容を審査し、利用決定の変更の可否を速やかに決定するとともに、通知書により変更申請をした者に通知するものとする。

（利用の辞退）

第9条 第6条の規定による事業の利用の申請（以下「利用申請」という。）をした者は、事業の利用を辞退する場合は、速やかに岐南町家具固定器具取付事業利用辞退届（様式第4号。以下「辞退届」という。）を町長に提出しなければならない。

（利用決定の取り消し）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用決定の全部又は一部を取り消すとともに、岐南町家具固定器具取付事業利用決定取消通知書（様式第5号。以下「取消通知書」という。）により利用者に通知するものとする。

（1） 前条の規定により辞退届が提出された場合

（2） 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は事業の実施に関し不正の行為があった場合

（3） 前2号に掲げるもののほか、事業の実施を不適當と認めた場合

（申請等の代理）

第11条 申請者又は利用者は、代理人により、利用申請、変更申請又は第9条の規定による事業の利用の辞退をすることができる。

（費用負担）

第12条 固定器具及び固定器具の取付けに係る費用は、本町が受託者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条の規定による利用決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、受託者が既に固定器具の取付けを実施していた時は、利用

者は、当該固定器具及び当該固定器具の取付けに係る費用を町長に支払うものとする。

（秘密保持）

第13条 受託者は、事業に関して知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。事業を終了し、中止し、若しくは停止し、又は事業の委託を解除された後も同様とする。

2 受託者は、事業に従事する者又は従事したことがある者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（状況報告及び委託料の請求）

第14条 受託者は、町長に対して、毎月10日（3月分にあつては、当該月の末日）までに前月分の事業の実施状況を報告するとともに、半期毎に委託料を請求するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。